

An instinct for growth™

マンスリー・ハイライト 拝啓社長殿

マネジメントのための経営財務情報

第 585 号 この資料は全部お読みいただいて 110 秒です。

今回のテーマ： 社外取締役の活用

2019年8月1日、東京証券取引所は「東証上場会社における独立社外取締役の選任状況及び指名委員会・報酬委員会の設置状況」（以下「本集計」）を公表しました。

上場企業における社外取締役の選任状況

本集計は、2019年7月12日時点におけるコーポレート・ガバナンス報告書の記載をもとに集計されたもので、つぎのように社外取締役が上場企業に浸透していることが確認できます。

「2名/3分の1以上の独立社外取締役の選任会社数」 (東京証券取引所公開資料を編集)

集計対象	社数	2名以上の独立社外取締役選任		3分の1以上の独立社外取締役選任	
		会社数	比率	会社数	比率
東証一部	2,148社	2,007社 (+91社)	93.4% (+2.1%)	937社 (+231社)	43.6% (+10.0%)
全上場会社	3,639社	2,764社 (+181社)	76.0% (+4.2%)	1,298社 (+285社)	35.7% (+7.5%)

※ 独立社外取締役とは、一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外取締役をいいます。

社外取締役の選任が進んだ理由

上場企業において社外取締役の選任が進んだ理由は、2015年6月のコーポレートガバナンス・コード適用開始により2名以上の独立社外取締役を選任することが原則となった（原則4-8）こと、2018年6月の同コード改訂により、独立社外取締役が取締役会の過半数に達していない場合には、独立社外取締役を主要な構成員とする任意の指名委員会・報酬委員会など、独立した諮問委員会を設置することが例示から原則となった（補充原則4-10）ことによると考えられています。

上場会社の機関設計には三類型あります。取締役会の中に過半数が社外取締役の委員会（指名・報酬・監査）を設置する指名委員会等設置会社が微増（前年比+5社）に留まる中、指名委員会・報酬委員会を設置する会社が大幅に増加しています。これは、委員会の設置義務がない監査役会設置会社や、監査委員会を設置する監査等委員会設置会社が補充原則4-10をコンプライ（実施）するために任意の委員会を設置すると同時に、社外取締役の選任を進めているためと考えられます。

「指名委員会・報酬委員会の設置状況」 (東京証券取引所公開資料を編集)

集計対象	社数	指名委員会（任意・法定）		報酬委員会（任意・法定）	
		会社数	比率	会社数	比率
東証一部	2,148社	1,067社 (+348社)	49.7% (+15.3%)	1,125社 (+333社)	52.4% (+14.5%)
全上場会社	3,639社	1,210社 (+413社)	33.3% (+11.1%)	1,297社 (+407社)	35.6% (+10.9%)

お見逃しなく！

社外取締役の選任義務化を含む会社法の改正案が、2019年秋の臨時国会に提出される見通しです（日本経済新聞 2019/8/8）。会社法の改正案により新たに社外取締役の設置が義務化される対象は、①監査役会設置会社、②公開会社（株式の譲渡制限が付されていない）、③大会社（資本金5億円以上または負債総額200億円以上）、④有価証券報告書の提出義務がある、の4要件を全て満たす会社です。

上場企業の9割以上が社外取締役を選任していることから、上場企業への影響は限定的とされていますが、非上場の大会社についても上記の要件を満たす場合には、早ければ2020年中にも社外取締役の選任が義務付けられることとなります。